

## 新潟県内水面漁場管理委員会指示第2号

漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項及び第171条第4項の規定により、水産動植物の保護を図るため、次のとおり指示する。

令和7年3月28日

新潟県内水面漁場管理委員会  
会長 藤田 利昭

### 1 指示内容

次に掲げる水産動物は、採捕した河川湖沼及びこれと連続する水域に放してはならない。ただし、公的機関が試験研究に供する場合はこの限りでない。

(1)ブラックバス(オオクチバス、コクチバスその他のオオクチバス属の魚をいう。)

(2)ブルーギル

### 2 指示区域

新潟県全域

### 3 指示期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで